

文書番号

RIM-Z0001

リコーイメージング株式会社 グリーン調達ガイドライン

制 定 日 2013 年 8 月 1 日

実 施 日 2013 年 8 月 1 日

文書番号	RIM-Z0001		<h1>グリーン調達ガイドライン</h1>		改訂履歴
					P 1
改訂 版数	改訂 年月日	改訂 ページ	実施 年月日	改訂内容	
初版	—	—	2013年 8月1日	新規制定	
2版	2014年 10月1日	p.5-7 p.7	2014年 10月1日	“JGPSSI”→“グリーン調達(旧 JGPSSI)”に修正 中間法人法廃止による、“有限責任中間法人”→“一般社団法人”変更に伴う変更	
3版	2016年 3月	全ページ	2016年 4月1日	(株)リコーの使用禁止物質との共通化を目指し、物質リスト表の追加及び関連文書の変更を行う。	
4版	2018年11 月1日	p5-6	2018年 12月1日	JAMP AISの提供終了に伴い、情報提供法をchemSHERPAに変更、及び、これに伴い文書整合。製品含有禁止化学物質1点削除による表 1,2,6 の修正。	
5版	2023年 12月	p3-4 p6	2023年 12月	<p>3.5 として含有禁止候補物質を追加。</p> <p>5. 2) 製造工程使用禁止化学物質の不適用 内の表4を削除。</p> <p>5. 4) 含有禁止候補物質の対応を追加。</p> <p>本書に関する問合せ先を電話番号からメールアドレスに変更。</p>	

環境方針

リコーイメージング株式会社は、地球環境への直接的・間接的影響を認識し、汚染の防止を図るため、環境方針を以下のように定めます。

1. 循環型社会をめざし、製品の企画から販売及び廃棄までの全ライフサイクルプロセスにおいて以下の改善活動を推進します。
 - (1)CO2の削減
 - (2)省資源
 - (3)廃棄物の削減
 - (4)環境に負荷を与える有害物質の低減・廃除
 - (5)本来業務に伴う環境有益性の向上
2. 環境負荷低減型商品の開発等、製品の開発設計業務を始めとする間接環境影響を考慮した環境活動を推進します。
3. 当事業所の事業活動に伴う環境保全を企業の社会的責任として捉え、環境関連規制(法令、条例等)及び当事業所が同意するその他の要求事項を順守します。
4. 地域社会とのコミュニケーションを行い、周辺地域住民の生活環境の保全に配慮します。

【グリーン調達方針】

製品に関わる、原材料、部品、生産副資材等の調達において、
環境負荷の少ない原材料、部品、製品の調達を進めます。

1. 目的

このガイドラインは、「リコーイメージング株式会社の生産材グリーン調達」に関する基本的な考え方と具体的な基準及び運用について定めたものであり、本ガイドラインに基づき仕入先様に関する調査及び認定を実施することにより、環境方針に掲げる「循環型社会をめざし資源の有効活用に配慮した事業活動を推進し、環境負荷の低減を考慮した製品を提供する」に向けて、環境負荷の少ないものを調達することを目的とします。

2. 適用範囲

このガイドラインは、リコーイメージング株式会社の商品（以下 RIM 製品という）を構成する全ての原材料、部品、生産副資材等の生産材（OEM 品を含む）や梱包資材に適用します。

3. 用語の定義

3.1 環境影響化学物質

- (1) 国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において、その使用、或いは用途、含有量等の制限が求められている、或いは求められることが見込まれている化学物質。
- (2) 国内外の法規制または環境ラベル等の自主基準において、製品への含有情報の開示を求められている化学物質。
- (3) 入札時などに顧客から製品への含有情報の開示を求められる可能性がある化学物質。
- (4) 上記以外にも、近い将来使用用途、含有量の制限もしくは情報開示の必要が見込まれる為、含有情報を把握する必要がある化学物質。

3.2 アーティクル

生産時に与えられる特定な形状、表面またはデザインがその化学組成よりも大きく機能を決定する物体。機械製品の場合は、製品、製品を構成する部品、また最終製品に残存する意図的に製品、包装材に付着させた製品用消耗品が該当するが、このうち意図的放出する部分は物質・調剤とみなされる為アーティクルではない。

3.3 物質・調剤

物質とは、化学元素及び自然の状態での、またはあらゆる製造プロセスから得られる化学元素の化合物をいい、安定性を保つのに必要なあらゆる添加物や使用するプロセスから生ずるあらゆる不純物が含まれる。しかし物質の安定性に影響をおよぼさないで、またはその組成を変えずに分離することのできるあらゆる溶剤を除く。また、調剤とは 2 つまたは、それ以上の物質からなる混合物または溶液をいう。

3.4 含有禁止物質

機器製品及び、機器製品を構成するアーティクルへの含有を禁止する物質。以下に含有禁止の定義を示す。

- (1) 機器製品及び、機器製品を構成するアーティクルへの閾値を超える含有を禁止する。但し、包装材料中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)については、意図的添加も禁止する。
- (2) 閾値指定のない物質は、意図的に添加している、サプライチェーン上流からの含有情報が入手できる、必要に応じて分析して含有がわかるなど、含有が把握できる場合は禁止する。
- (3) 適用除外用途での使用及び、閾値以下での含有は認める。

3.5 含有禁止候補物質

規制内容や施行開始時期は確定していないが、近い将来に「含有禁止物質」に追加される可能性が高い物質。

3.6 含有管理物質

機器製品及び、機器製品を構成するアーティクルへの含有情報を把握、管理する物質。

3.7 含有

意図的な添加による含有もしくは、非意図的な含有がある。自社工程内での意図的な添加もしくは、サプライチェーン上流からの情報、必要な場合には部材の分析など、何らかの方法で把握できる場合に当該物質を含有しているとみなす。

3.8 意図的添加

当該物質が部品、材料に対して性能向上や特性変更を目的として使用されることを指す。また、製造工程等で当該物質が使用され、最終製品に含有することが明らかな場合も意図的添加とみなす。

3.9 非意図的含有

当該物質が天然素材中に含有され、精製過程で技術的に除去しきれない場合や製像工程において意図せず混入・付着した場合などを指す。いわゆる不純物を指す。

3.10 含有閾値

部品、材料に含まれる物質の含有量もしくは、含有濃度の最大許容値。部品中に複数の素材(材料)がふくまれる複合材料部品の場合、含有濃度は部品全体を分母とした値ではなく、対象物質を含有している均質素材における濃度とする。

3.11 均質素材

機械的に、別々の素材に分解できない素材を指す。たとえば以下のようなものを指す。

- ・金属合金、ポリマーアロイ、化合物等
 - ・塗料、接着剤、インキ、ペースト、樹脂ポリマー、硝子パウダー、セラミックパウダー等
- 塗装、印刷、メッキがほどこされた部品は素材の部分と塗料、インキ、メッキ部分が機械的に分離できるため、それぞれが均質素材となる。「機械的な分離」とはネジの取り外し、切断粉砕、研削、研磨等の機械的行為によって、素材が分離されることを指す。

3.12 管理レベル

含有化学物質について、法規制等に基づき以下の2つのレベルに分類する。

- (1) 禁止: 法規制等で禁止されている。
- (2) 除外: 法規制等で除外されており且つ、代替品がない。

3.13 納入禁止時期

- (1) 即時 : 即日納入禁止
- (2) . . . より: 指定日時より納入禁止。
- (3) 時期検討中: 現時点では、納入禁止時期を指定しないが、社会情勢の変化或いは技術的・経済的に代替品の導入が可能と判断した場合は、納入禁止時期を新たに指定する。

4. 生産材等に関するグリーン調達の方針

リコーイメージング株式会社(以下RIMという)は、「環境負荷の低減を考慮した製品を提供する」ために、「有害物質の排除」を重視して推進しております。

RIM は、仕入先様とのお取引及び調達の前提として、仕入先様が「お取引及び調達の条件」を満足していることを確認させて戴き、生産材等を調達致します。

5. 仕入先様への要求事項

RIMは、以下の 1)～4)の条件を満たす仕入先様と取引をさせていただきます。

1) 製品含有禁止化学物質の不使用

表 1 に示す含有禁止物質リストの不使用に関する証明書の提出をお願いします。証明書の書式は様式 1 「製品含有禁止化学物質非含有証明書」をご使用願います。含有閾値などは表 2 及び、包装材については表 3 を参照してください。また、該当物質を使用しても法令等の適用除外に該当するものについては、その旨を 証明書に記載してください。

2) 製造工程使用禁止化学物質の不使用

表 5 に示す製造工程使用禁止化学物質リストの不使用に関する証明書の提出をお願いします。証明書の書式は様式 2 「製造工程使用禁止化学物質不使用証明書」をご使用願います。

3) 製品含有化学物質情報の提示

RIMにおいては、製品を構成するアーティクルまたは物質・調剤に含有する化学物質の情報収集を実施いたします。(EU REACH規則対応等)

下記 ①から③のいずれかの方法にて提出願います。また RIM より別途依頼があった場合は、中国 RoHS に関して、対象物質含有状況に関し様式 4 「中国 RoHS 含有物質判定証明書」を使用し提出願います。

- ① REACH 高懸念物質(SVHC)に関して、様式 3 「REACH規則高懸念物質(SVHC)含有調査報告書」を使用し含有される物質(閾値以内を含む)について提出願います。
SVHC の含有が無い場合は、様式 3 の提出は不要です。
- ② JAMP※1 が提供する、chemSHERPA による提出。
データ作成方法については、ウェブサイト <https://chemsherpa.net/> のお知らせ、FAQ 等を参考に作成して下さい。
- ③ 調査機関により測定された ICP (Inductively Coupled Plasma) 分析データやガスクロマトグラフ分析データの報告書、またはそれらに相当するデータを提出願います。
その場合には、測定部位をわかりやすく表にまとめて下さい。

4) 含有禁止候補物質の対応

既存部品での使用状況把握、将来的な代替に向けた検討など、自主的に先行した取り組みをお願いします。

法律の決定に基づき、十分な猶予期間なく禁止物質リストに追加する可能性があります。

また、新規採用部品に対してRIMから含有状況確認があった際には情報提供をお願いします。

5) 環境マネジメントシステムの構築

仕入先様が、下記①、②、③のいずれかを満足していることを条件とします。

① ISO14000または準拠制度認証取得している。

(準拠制度とは財団法人、地方公共団体、一般社団法人等が推進するISO14000準拠制度を言う。)

② JAMP が公開している製品含有化学物質管理ガイドラインまたは、①に準じた環境マネジメントシステムを構築している。

③ 環境保全活動に関する誓約書の提出。

6. 改訂

このガイドラインは社会情勢の変化や法規制の追加・変更などにより、必要に応じ予告無しに改訂することがあります。

7. 本書に関する問合せ先

御社担当の弊社窓口部門、または、下記部門へ問い合わせください。

リコーイメージング株式会社

製品含有化学物質管理担当

zjc_rim_kankyocyouusa@jp.ricoh.com

※1 JAMP: Joint Article Management Promotion-consortium

(アーティクルマネジメント推進協議会)